

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定居宅介護支援事業者の指定
- 特定計量器定期検査
- 保安林の指定の解除
- 保安林の指定施業要件の変更予定
- "
- "
- "
- "
- "
- 道路の区域変更
- 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 平成二十八年度第一回岡山県警察官A採用試験の実施

【公告】

【人事委員会】

長寿社会課
産業企画課
治山課
"
"
"
"
"
"
"
"
"
道路整備課
建築指導課
経営支援課
人事委員会

目次

担当課（室）

平成28年3月1日 岡山県公報 第11765号

◎岡山県告示第百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十八年三月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランセンターあじさい

2 所在地

岡山県美作市土居三三一八番地の五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社片岡デイサービス憩いの森

2 所在地

岡山県赤磐市沢原三七〇番地

三 指定年月日

平成二十八年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇八五九

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成28年3月1日 岡山県公報 第11765号

◎岡山県告示第七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

平成二十八年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場所	期日
津山市 井原市 総社市 備前市 赤磐市 美作市 和気郡 勝田郡 英田郡 久米郡	特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に定める場合にあつては、その特定計量器の所在の場所	平成二十八年四月一日から同年十二月二十八日まで（岡山県の休日を含める）（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）
平成二十八年度実施区域	岡山県計量管理センター（岡山市北区今保六六一）	平成二十八年四月一日から同年十二月二十八日まで（岡山県の休日を含める）（岡山県条例第一号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

平成28年3月1日 岡山県公報 第11765号

◎岡山県告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市児島稗田町字熊ノ道東二六六二の一八から二六六二の二一まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

井原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

井原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
美作市（山ノ神国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

苫田郡鏡野町（中津川山国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
備前市（日笠山国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成28年3月1日 岡山県公報 第11765号

◎岡山県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市川上町三沢字小原田上へ二五番一 地先から	新	一一・五 二七・〇	二八七・〇
高梁市川上町三沢字小原田上へ二五番一 地先から	旧	八・〇 一六・六	二七一・〇
高梁市川上町三沢字小原三三番三 地先を 経て	新	一一・五 二七・〇	二八七・〇
高梁市川上町三沢字岩熊三番二 地先まで	旧	八・〇 一六・六	二七一・〇

平成28年3月1日 岡山県公報 第11765号

◎岡山県告示第百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、次の指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を委任することとした。

平成二十八年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 名称
株式会社ジェイ・イー・サポート
- 二 住所
広島県広島市中区八丁堀一五番八号
- 三 業務区域
岡山県全域
- 四 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
広島県広島市中区八丁堀一五番八号
- 五 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務のうち、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物に係るもの又は構造計算の計算方法が限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するもの以外のプログラムによる計算によるものに係るもの
- 六 構造計算適合性判定の業務の開始日
平成二十八年二月十日
- 七 構造計算適合性判定を委任した日
平成二十八年二月十日

〔七五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスタ新見店

所在地 新見市高尾字湯免七八〇番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社フレスタ

住所 広島県広島市西区横川町三丁目二番三六号

代表者の氏名 代表取締役 宗兼 邦生

3 変更事項

小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社フレスタ

住所 広島県広島市西区横川町三丁目二番三六号

代表者 代表取締役 宗兼 邦生

名称 株式会社リカーズ

住所 広島県安佐南区長束六丁目八番四六号

代表者 代表取締役 東井 幸子

名称 株式会社福山フジカラー

住所 広島県福山市南本庄二丁目一三番一一号

代表者 代表取締役 岡田 巧

名称 有限会社フラワーショップムツミ

住所 広島県比婆郡東城町大字川西四四四―二

代表者 代表取締役 田辺 賢憲

平成28年3月1日 岡山県公報 第11765号

(変更後) 名称 株式会社フレスタ

住所 広島県広島市西区横川町三丁目二番三六号

代表者 代表取締役 宗兼 邦生

名称 株式会社リカーズ

住所 広島県安佐南区長束六丁目八番四六号

代表者 代表取締役 大木 繁

名称 有限会社フラワーショップムツミ

住所 広島県庄原市東城町川西四四四番地の二

代表者 代表取締役 田辺 賢憲

4 変更年月日

平成二十八年二月十六日

二 届出年月日

平成二十八年二月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年三月一日から同年七月一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成28年3月1日 岡山県公報 第11765号

◎岡山県人事委員会公示第二号

平成二十八年度第一回岡山県警察官A採用試験を次のとおり実施する。

平成二十八年三月一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分		採用予定者数		主な勤務先及び職務内容
女性	男性	女性	男性	
警察官A (平成二十八年十月採用)	警察官A (平成二十九年四月採用)	四名	二十六名	警察本部、警察署等において、個人の生命、身体及び財産の保護に当たり、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序を維持する職務に従事する。
六名	四十六名			

二 受験資格

1 学歴、年齢及び性別

試験区分	受験資格
警察官A (男性) 警察官A (女性) (平成二十八年十月採用)	昭和五十八年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成二十八年九月三十日までに卒業見込みの者 (2) 岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
警察官A (男性)	昭和五十八年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれ

<p>警察官A（女性） （平成二十九年四月採用）</p>	<p>かに該当するもの</p> <p>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成二十九年三月三十一日までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 岡山県人事委員会が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者</p>
----------------------------------	--

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 教養試験
大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
- (2) 論文試験
表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
- (3) 適性検査
性格、心理等について検査を行う。
- (4) 体力試験
反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシャトルランを行う。

項	目	警察官（男性）	警察官（女性）
反復横跳び	二〇秒間に四五回以上	二〇秒間に四〇回以上	
上体起こし	三〇秒間に二一回以上	三〇秒間に一五回以上	

剣道	柔道	分野
二段以上（一般財団法人全日本剣道連盟の段位に限る。）	二段以上（公益財団法人講道館の段位に限る。）	資格・免許・検定

(6) 資格加
 七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、警察業務に資する専門的技能及び知識について行う。

項目	身長	体重	指及び関節運動
警察官（男性）	一六〇センチメートル以上	四七キログラム以上	職務遂行に支障のないこと。
警察官（女性）	一五〇センチメートル以上	四三キログラム以上	

(5) 身体検査1
 職務遂行に必要な身体状態かどうかについて行う。

握力	二〇メートルシャトルラン	四三回以上	二五回以上
左右平均三七キログラム以上			
左右平均二四キログラム以上			

英 語	実用英語技能検定（英検）二級以上 TOEIC四七〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（PBT）四六〇点以上 TOEFL（CBT）一四〇点以上 TOEFL（iBT）四八点以上 国際連合公用語英語検定試験C級以上
中 国 語	中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあつては、三級以上） TECC四〇〇点以上
韓 国 語	ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上
財 務	日商簿記検定試験二級以上
情報処理	情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者

2 第二次試験

(1) 口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

(2) 身体検査²

所定の身体検査書の提出により、職務遂行に必要な身体状態の検査を行う。検査費用は、受験者の負担とする。 検

項 目	警 察 官（男性）	警 察 官（女性）
視 力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上	

平成28年3月1日 岡山県公報 第11765号

精密検査	聴力	色覚
職務遂行に支障のない身体状態であること。	職務遂行に支障のないこと。	職務遂行に支障のないこと。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

(1) 教養試験、論文試験、適性検査及び資格加點

試験の期日	試験会場
平成二十八年五月八日(日曜日)	岡山市中区古京町二丁目二番二一 岡山県立岡山朝日高等学校
	岡山市北区津島中三丁目一番一 岡山大学文・法・経済学部講義棟

(2) 体力試験及び身体検査1

試験の期日	試験会場
平成二十八年五月三日(火曜日)、同 月四日(水曜日)、同月五日(木曜日) 及び同月七日(土曜日)のうち指定す る日(受験申込者に対して、直接通知 する。)	岡山市北区玉柏二七五三 岡山県警察学校

2 第二次試験(口述試験及び身体検査2)

平成28年3月1日 岡山県公報 第11765号

口述試験の期日	平成二十八年七月六日（水曜日）から同月十一日（月曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）
試験会場	岡山市北区玉柏二七五三 岡山県警察学校

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成二十八年六月一日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十八年七月二十七日（水曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者（岡山県警察本部長をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、試験区分が平成二十八年十月採用の者にあつては同月一日とし、試験区分が平成二十九年四月採用の者にあつては同月一日とする。

2 給与

- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。
- (1) 平成二十七年四月採用者（新卒者）の給料月額は、二〇八、一〇〇円である。

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課(岡山市北区内山下二丁目四番六号)に提出すること。

2 受験申込書は、平成二十八年三月一日(火曜日)から同年四月八日(金曜日)までの期間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く)、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成二十八年三月一日(火曜日)から同年四月一日(金曜日)までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求められることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項(インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。)に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。